

3 特別抗告事件の処理についての留意点

新件の受理

- ・相手方への通知確認(資料第3)
- ・申立書の点検等
 - 申立期間(刑訴法433条, 少年法35条, 医療観察法70条)
 - 収容者特則の適用除外(P83)
 - 抗告趣意の確認
- ・要急性等についての点検 → (必要に応じて)
 - 発出日を想定した準備
 - 勾留(延長)満了日, 勾留延長請求の有無, 公判期日等の確認
- ・付隨する処理
 - 記録表紙に原決定謄本送達日, 抗告申立ての日, 抗告期間の末日を明記
 - 付添人の選任, 補充書提出期間の通知(医療観察再抗告事件 資料第3)→ (必要に応じて)
- 求意見手続(刑補償法19条, 14条) → (必要に応じて)

担当調査官の関与

調査

調査報告書の受領

- ・決定案, 調査報告書の点検
- ・済書依頼(要急の場合は文書係にその旨指示)

決定書の決裁

- ・要急の場合は秘書官室にその旨一報(原本に「要急」の表示)

決定の発出

- ・決定日付, 記名, 押印の確認
- ・告知方法(特別送達・普通郵便), 送付先(収容先等宛先・宛名)の確認
 - 収容先に収容の事実, 移送予定の有無を確認
 - 告知方法に関する例外的な取扱い(P84~85)
- ・原審への結果通知(必要に応じて電話で一報)
- ・付隨する処理
 - 社会記録に当審結果記入(少年再抗告事件)
 - 決定謄本を記録に編綴(少年再抗告事件, 医療観察再抗告事件)
 - 決定原本を統計係へ引継ぎ(少年再抗告事件, 医療観察再抗告事件)
 - 付添人報酬等処理(医療観察再抗告事件 資料第3)→ (必須)

確定処理

- ・送達報告書の点検

記録返還

※ 矢印は、調査官との相談の要否を示す。